

坂小学校だより

学校教育目標：本気で「考動」する

# 心豊かに

5月号

令和8年4月28日(火)

坂小礼節キャラクター  
「自分からあいさつしよう」



## さあ、新年度スタートです



いよいよ令和8年度、新年度がスタートしました。それぞれ進級した子どもたちと4月8日に就任式と始業式を行いました。始業式には、松本校長先生から、子どもたちに「凡事徹底(ぼんじてってい)」のお話がありました。例えば、元気に遅刻せずに登校すること、自分から元気に挨拶をすること、学校生活に望ましい身だしなみを整えることなど、誰でもできる当たり前のことを馬鹿にしないでちゃんとやることで自分の未来を変えることができる、と話されました。今年度も学校目標は「本気で『考動』する」です。

新年度がスタートし、数週間、校長先生の話を受け止め、すごく頑張っていて、そして、これまでの自分を変えようとしている子がたくさんいるどの学級からも真剣なまなざしで学習している姿が見られます。この1年間の成長が楽しみです。

## たくさんの参観、ありがとうございました

4月25日(土)の授業参観日には、たくさんの保護者の皆様においでいただきありがとうございました。いつもの授業より緊張し、でもなんだか嬉しそうな、頑張る子どもたちの姿がとても印象的でした。また、その後の学級懇談会にも多数御参加いただきました。1年間、担任と保護者の皆様が一つとなって子どもたちを支えていきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

4年国語

校長先生もゲストで登場

6年家庭科

たんぽぽ

2026/04/25

## 坂小の電話

坂小の電話について、お知らせします。

- ① 固定電話(082-885-0002)
  - ② 携帯電話(080-9951-9577)
- 携帯電話から連絡させていただくこともあります。お知りおきください。

## 本気で『考動』する姿

地域の方からこんなお声を…

「横断歩道を渡ろうとした子どもがいたので車をとめて渡るのを待っていたら、渡り終えた子どもがこちらに向かっておじぎをしてくれました。とても気持ちがよく、嬉しかったです。素晴らしいですね。」  
当たり前の行動となっていることが生きる力につながっていますね。

## 交通安全等注意喚起

坂町教育委員会より交通安全等について児童、保護者と共有するよう連絡がありました。次の点について、学校でも子どもたちと共有しています。御家庭でもお話しください。

### 【注意項目】

- ① 国道や鉄道踏切の横断の際にはしっかり左右確認をする。
- ② 見通しの悪い道路で飛び出さない。  
(緑門前、シモハナホール横の横断歩道は要注意! ※写真)
- ③ 町内の工事に伴うダンプ等大型車両通行時には道路の端に寄る。
- ④ 下校は寄り道をせず、通学路を通して下校する。

坂小校区、特に坂小付近は、カーブの道が多く、見通しの悪い箇所が多くあります。歩行者の子どもたちはもちろん、車に乗る側の大人も気を付けていきたいです。



## 相談窓口の紹介 ~気軽に御相談ください~

子育ての悩みや友人関係・学習面などお子さんのことで悩んでいることについて、気軽に御相談ください。専門家と話すだけでも心が軽くなります。日時を調整します。事前に担任、教育相談担当者(谷水・竹島)、教頭まで御連絡ください。

### スクールカウンセラーによる相談

担当 江川 綾香(えがわ あやか) 先生

相談日: 第四金曜日 (不定期で木曜日)

時間 8:55~16:40

《前半のみ表示》

- ・5月7日(木)、22日(金) ・6月 11日(木)、26日(金)
- ・7月9日(木)、24日(金) ・8月 28日(金)
- ・9月 10日(木)、25日(金)・10月 1日(木)、23日(金)
- ・お子さんの生活にまつわること全般について相談できます。お子さんだけでなく、保護者のみ、お子さんと保護者の方も一緒に相談できます。
- ・要予約です。

### スクールソーシャルワーカーによる相談

担当 仁井 恭子(にい きょうこ) 先生

相談日 毎週火曜日

時刻 8:15 ~11:15

・学校や関係機関と連携して、お子さんの家庭環境を取り巻く様々な生活環境に働きかけながら問題解決を図っていただきます。



## ネット・スマホの知っておきたいポイントについて

新年度になり、新しい友だち関係も少しずつ変化する中、子どもたちが安心して正しく使うために、今一度、ネットやスマホの使い方についてお家でも確認していただきたいと思います。これに関わる資料は、次のとおり、広島県警察本部からも広報されています。また、別紙資料としてこども家庭庁の広報資料を2枚(A3)を添付しています。ぜひ、お子さんと一緒に御確認ください。

**盗撮行為**

**対象場所の拡大  
準備行為の明文化**

**【広島県条例】**

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が  
一部改正されます。令和4年6月1日施行

盗撮として処罰される対象となる場所に、学校、事務所、タクシーなどの準公共空間、及び住居、浴場、更衣室、便所などの私的空間が追加されます。

盗撮する目的でスマホ等を設置したり、相手に向ける準備行為が処罰されることを明文化します。

**広島県警察本部** 一般財団法人 **広島県警友会**